

## 車検・点検でフィルムを「測らずに剥がせ」は不適切です

国土交通省が整備事業者へ注意喚起 ～JAFはその趣旨を全面支持します～

### 本リリースの要点

#### 【国交省の通知（令和8年3月13日付）】

- ▶ 計測なしで「剥がせ」と指示することは不適切
- ▶ 剥離を求める場合は必ず透過率を計測し、結果をもとに説明すること

#### 【JAFのスタンス】

- ▶ 本通知を全面支持。判断基準は「貼ってあるか否か」ではなく「透過率が保安基準を満たすか否か」
- ▶ 国交省担当官も明言：一律排除は不適切。排除ではなく「不適合を通さない」ことが大前提

### 3年間続いた現場の混乱

令和5年（2023年）1月にも同様の国交省通知が発出されましたが、その文言が現場で解釈の混乱を招き、大手ディーラーを含む一部の整備事業者が「フィルム装着車は一律入庫拒否」という誤った方針を採用。その流れが全国に波及し、適法なフィルムを持つユーザーが不当に不利益を受ける事態が3年間続きました。当協会は国土交通副大臣へ直接陳情を重ね、今回の通知発出に至りました。

### 国交省担当官が明言——一律排除は「不適切」

適合・不適合の判断において、目視によるか測定器を使うかは**検査官の裁量に委ねられています**。国土交通省物流・自動車局整備課の富岡孝行課長補佐は、業界専門誌『メンテナンスショップレポート』（2025年6月号）のインタビューの中で、この点について次のように明言しています。

「明らかに透明なフィルムであれば、目視で終わりにしているケースも中にはある。とにかく不適合なものを通さないことが大前提になる。」（富岡孝行課長補佐／同誌インタビューより）

この発言が示すように、判断の出発点は「フィルムを排除すること」ではなく「基準に適合しないものを通さないこと」にあります。計測も確認もせず、フィルムの有無だけを理由に、測りもせず一律に排除することは、今回の国交省通知の趣旨に明確に反する行為です。

### 自動車ユーザーの皆さまへ

車検・点検時に「計測なしにフィルムを剥がせ」「入庫できない」と言われた場合、今回の国交省通知の趣旨に反している可能性があります。適法に施工されたフィルムは、透過率が70%以上であれば保安基準に適合しており、外見だけで一律に排除されるべきものではありません。

### JAFの今後の取り組み

- ・【法令遵守の徹底】会員事業者への周知・教育強化により、適正施工と正確な計測を推進
- ・【適切な説明責任】施工後の透過率計測と、ユーザーへの丁寧かつ正確な情報提供を推進
- ・【公正な環境づくり】指定自動車整備事業者・関係機関と連携し、全国で統一かつ公正な運用環境の実現に貢献

#### 【日本自動車フィルム協会（JAF）について】

自動車用フィルムの施工・流通・普及に携わる事業者が集まる業界団体。設立30年以上。フィルムに関する技術基準の整備・施工品質の向上・法的知識の普及に取り組み、ユーザーと整備業界双方にとって公正な環境づくりを推進しています。

【本件に関するお問い合わせ】 日本自動車フィルム協会（JAF）事務局 <https://jafa-film.jp>

以上